

フレーベル會規則

謹 告

- 第一條 本會ハ幼兒保育ノ改良發達ヲ圖ルヲ以テ目的トス
第二條 本會ハフレーベル會ト稱シ東京ニ置ク
第三條 會員ダラントスルモノハ幼稚園ニ關係アルモノ又ハ幼兒
保育ニ篤志ナルモノニシテ會員ノ紹介ヲ經ベシ
第四條 會員ハ本會ノ經費トシテ一ヶ月金拾錢ヲ輸出スペシ
第五條 令聞名望アリ人ニシテ本會ノ事業ニ裨益アリト認ムルモノ
ノハ特ニ請ヒテ客員トナストアルベシ
第六條 本會ノ目的ヲ達セんガ爲ニ左ノ事業ヲ行フ
一 總會毎年四月二十一日之ヲ開キ保育ニ關スル演説、談話
保育器品幼兒成績物展覽會ノ報告、幹事ノ選舉等
チナス會日ハ會長ノ意見ニヨリ之ヲ變更スルコトアルベシ
一 常會 每年二月、六月、十月、十二月ノ第一土曜日之ヲ開
キ保育ニ關フル演説ハ談話、協議、實驗等チナス
組合會員中特ニ或ル事項ヲ研究セントスル者ヲ以チ組
織ス但シ別ニ組合會規約ニ定ムテ會長ノ承認ヲ經ルモノト
ス
一 雜誌發行、毎月一回雜誌ヲ刊行シ之ヲ會員ニ配布ス
一 前項ノ外本會ノ目的ニ裨益アリト認メタル事件
第七條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク
一 會長一人 會務ヲ總理ス
主幹一人 會長ヲ補佐シテ會務ヲ掌理ス
幹事十八人 會長ノ指揮ヲ受ケ會務ヲ分掌ス
評議員若干人 重要ナル事件ニ關シ會長ノ諮詢ニ應ス
第八條 會長ハ客員中ヨリ推薦スルモノトス
第九條 會長ハ會員ノ特選トス
第十條 幹事ハ會員ノ互選トシ其任期ヲ二ヶ月年トス
但シ毎年半數ヲ改選スルモノトス
第十一條 評議員ハ會長ノ特選トス
第十二條 本會ハ必要ニ應シ特ニ委員ヲ設ケ又ハ書記ヲ雇入ル
コトアルベシ
第十三條 此規則ハ會員三分ノ二以上ノ同意ヲ得ルニアフザレバ
變更スルコトヲ得ス

戰後の教育的經營は女子教育と幼兒教育
との發展に俟つこと切なり。而して本會は
實に其指導者たる可き重責を荷ふ。従つて
其機關雜誌たる本誌は年と共に其内容を
精選し、今又大に改革を實行せり。
讀者諸君希くば益々自重自信以て我保育
界の爲に盡されんことを。

フレーベル會

講 告

本誌は、婦人教育及家庭教育、其他緊要なる各種の問題に關して、讀者諸君の質疑照會に應ず、

但返信料を要す。

本誌は又一般讀者の寄稿を歓迎す。殊に家庭の日誌、各地に於ける婦人教育幼稚保育の狀態、婦人問題、婦人兒童の遊戲手毬歌、子守歌等に付きては、詳細なる報告を望む。但投稿は、凡て左の規則によること。

一、用紙は、白紙、字詰は、半枚十行廿二

字詰、體は楷書。

一、一事項毎に別紙を用ひ、別口に住所

氏名を記入せらるべきこと。

一、原稿は、一切返附せざること。

一、封書の表には、凡て婦人と子ども投

稿と明記せらるべきし。

一、投稿にして、有益と認めたる時は相

當の謝意を表することあるべし。

一、照回は往復はがき又は返信用切手封入のこと。

會 告

本會に御入會なされんとする方は、會則にある通り會費は一ヶ月金拾錢ですから其割合で何ヶ月かを纏めて東京京橋區南大工町一番地書肆弘道館へ御送金の上本會へ御申込下さい、さすれば雑誌丈該館より御送付致します。會員にならずに雑誌丈け読みたい方は左の割合で矢張全館へ御注文下さい。

一冊金拾錢六冊前金五拾七錢拾貳冊金一圓拾錢外に郵稅一冊五厘づゝ、

明治廿九年四月一日印刷
同 年四月五日發行 (本號に限り十日發行)

禁 轉 載

編 輯 者

紙

主

印 刷 者

本

辻

卯

藏

東京市京橋區南大工町一番地

主

下

東京市神田區錦町一丁目十九番地

計

田

活

版

會

發 行

紙

主

印 刷 所

本

辻

卯

藏

東京市神田區錦町三丁目二十五番地

所

主

下

東京市神田區錦町一丁目十九番地

會

計

田

活

版

會

發賣元

弘道館

館

東京市京橋區南大工町一番地

大賣捌

東京堂 金昌堂

北隆館 東海堂